スポーツコミッション青森 規約

(名称)

第1条 本組織は、スポーツコミッション青森(英文名称: Sports Commission Aomori 以下「SC青森」という。)と称する。

(目的)

第2条 SC青森は、青森市のスポーツ資源を活用したスポーツツーリズムの推進をはじめ、各種スポーツ大会の開催支援、スポーツ合宿の誘致等を官民一体で行い、交流人口の拡大や市民のスポーツへの関心の向上等により、スポーツを通じた交流促進等による地域活性化を図ることを目的とする。

(事業)

- 第3条 SC青森は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。
 - (1) スポーツツーリズムの推進に関すること。
 - (2) スポーツ大会・合宿誘致に関すること。
 - (3) 地元チームへの支援に関すること。
 - (4) 指導者の地元定着に関すること。
 - (5) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

- 第4条 SC青森は、スポーツ団体、経済団体、観光団体、大学、報道機関及び行政機関等(以下「委員」という。)をもって構成する。
- 2 委員は、別表1のとおりとする。

(役員)

- 第5条 SC青森に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2)副会長 若干名
 - (3) 監事 若干名

(役員の選任)

- 第6条 会長は、青森市長をもって充てる。
- 2 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 監事は、委員のうちから会長が指名する。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長が定める副会長が、その職務を代行する。
- 3 監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

- 第8条 会長は、会議を招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員が会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 4 会議は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること
 - (2) 事業計画及び予算に関すること
 - (3) 事業報告及び決算に関すること
 - (4) その他SC青森の運営に関し必要な事項
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは議長が決定する。
- 6 緊急に会議を要する事項があるとき、又は特別な事情があるときは、付議される事項について、書面により委員の可否を求め、決議に代えることができる。

(任期)

- 第9条 委員、役員、監事の任期は、選任後2年とし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した委員、役員、監事の補欠として選任された委員、役員、監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(幹事会)

- 第10条 SC青森の円滑かつ効率的な運営を図るとともに、第3条各号に掲げる事業を効果的に推進するため、幹事会を置く。
- 2 幹事会の幹事は、別表2のとおりとする。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は会長が幹事の中から指名する。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 5 幹事が幹事会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 6 幹事会は、必要に応じて別表2に掲げる者以外の出席を求めることができる。
- 7 幹事会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) SC青森の事業計画(案)及び予算(案)の作成に関すること
 - (2) 第3条各号に掲げる事業の推進に関すること
 - (3) その他SC青森の円滑かつ効率的に運営するために必要な事項

(専門委員会)

- 第11条 幹事会は、個別に事業を検討・実施するため、会長の同意を得て、専門委員会を設置することができる。
- 2 専門委員会の委員は、会長の同意を得て、幹事会が選定する。
- 3 専門委員会に関し必要な事項は、幹事会が別に定める。

(経費)

第12条 SC青森の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第13条 SC青森の事務局は、青森市に置く。

2 事務局に関する規定は、会長が別に定める。

(事業年度及び会計年度)

第14条 SC青森の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、SC青森の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成31年3月24日から施行する。
- 2 SC青森の設立当初の委員、役員、監事の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、この規約の 施行の日から平成33年3月31日までとする。
- 3 SC青森の設立当初の事業年度及び会計年度は、第14条の規定にかかわらず、この規約の施行の 日から平成32年3月31日までとする。

附則

1 この規約は、令和2年4月30日から施行し、この規約による改正後のスポーツコミッション青森 規約の規定は、令和2年3月12日から適用する。